

2024 年度

中 京 大 学

研 究 生 出 願 要 項

【大学院用】

キャンパス	研 究 科	問い合わせ窓口
名古屋	人文社会科学研究科 文学研究科 心理学研究科 法学研究科 経済学研究科 経営学研究科 工学研究科（機械システム工学専攻・電気電子工学専攻）	教学部教務センター（大学院係） TEL (052) 835-9863 〒466-8666 名古屋市昭和区八事本町 101-2
豊田	社会学研究科 工学研究科（情報工学専攻） スポーツ科学研究科	教学部教務センター（大学院係） 豊田オフィス TEL (0565)-46-6141 〒470-0393 豊田市貝津町床立 101

1. 研究生制度とは

本学大学院において、特定の研究課題について、指導教員のもとで研究する制度です（単位は付与されません）。

<研究期間> 4月開始 2024年4月1日～2025年3月31日

9月開始 2024年9月21日～2025年9月20日

<研究報告> 当該年度の研究終了時に、その研究に関する報告書（研究結果）を提出

2. 出願資格

次の（1）もしくは（2）の条件を充たしていること。

- 出願する研究科と同一名称の大学院研究科もしくはこれに相当する研究科の修士課程以上を修了し、学位を得た者、あるいは修了見込の者。
- 当該研究科委員会において、入学個別審査により、上記（1）と同等以上の学力があると認められた者。

【外国人留学生のみ】

次の①～③のいずれかの条件を充たしていること。

- 日本国際教育支援協会と国際交流基金が実施する「日本語能力試験」のN1レベルの合格者、あるいは1級の合格者（2009年度まで）。
- 日本学生支援機構が実施する日本留学試験の「日本語」科目を受験し、以下のスコア以上を持つ者。
※日本留学試験のスコアは2年間有効
記述・・・30点以上（50点満点） 読解・聴解・聴読解・・・250点以上（400点満点）
- 日本の大学（あるいは大学院）を卒業した者（卒業見込みの者）。

①～③のいずれの条件も充たさない者については、「指導教員との直接の面談のもと、指導教員から上記①～③と同等の日本語能力があるという判断を受けた者」のみ出願可能とする。

3. 受入定員

各研究科とも、指導教員1名につき3名（日本人・外国人留学生合計）を、受入人数の上限の目安とします。なお、春学期開始研究生で2024年度定員を充たした研究科については、秋学期開始研究生の募集は行いません（秋学期募集をしない場合は、2024年4月中旬以降に本学ホームページにて告知致します）。

人文社会科学	文学	心理学	法学	経済学	経営学	社会学	工学	スポーツ科学
各専攻 若干名	若干名	6	若干名	各専攻 若干名	若干名	5	10	若干名

4. 出願期間・選考結果通知日・入学手続締切日

対象	出願期間 <必着>	選考結果通知日 <発送日>	入学手続締切日 <必着>
4月開始<春学期開始> 対象：自国在住外国人留学生	2023年9月11日(月)～ 2023年9月15日(金)	2023年10月19日(木)	2023年11月17日(金)
4月開始<春学期開始> I期 対象：日本人及び日本在住外国人留学生	2024年1月9日(火)～ 2024年1月15日(月)	2024年2月22日(木)	2024年3月1日(金)
4月開始<春学期開始> II期 対象：日本人及び日本在住外国人留学生	2024年2月29日(木)～ 2024年3月6日(水)	2024年3月14日(木)	2024年3月22日(金)
9月開始<秋学期開始> 対象：日本人及び日本在住外国人留学生	2024年6月10日(月)～ 2024年6月14日(金)	2024年7月18日(木)	2024年7月30日(火)

※日本在住外国人留学生の出願者は、3月末までに在留期限を迎える場合、<春学期開始> II期は原則出願不可。<春学期開始> I期および<秋学期開始>についても、出願時点で在留期限まで残り3ヶ月未満である場合は出願不可となる可能性があるため、事前に申し出ること。

※在留資格「短期滞在」で日本に滞在している者は、日本国内居住者としては認めませんので、I期、II期及び9月開始<秋学期開始>には出願できません。

5. 出願書類 ◎…必要書類 ○…新規出願者のみ必要（継続出願の場合は不要）

出願書類	日本国籍を有する者又は外国人留学生に該当しない者	外国人留学生※1	注意事項
① 志願書【本学所定用紙】	◎	◎	
② 最終学校の修了（見込）証明書	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3ヶ月以内に作成されたものに限る。 ・ 外国人留学生は、政府機関発行の公証書でも可（公証書はコピー可 ※ただし、本学から内容を確認することがあります）。 ・ 外国の学校の書類については、日本語訳又は英訳を必ず添えること。 最終学校は日本語学校を除く。
③ 最終学校の成績・単位修得（見込）証明書	○	○	
④ 推薦書 ※書式は自由		○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学大学院修了生は不要。 ・ 最終卒業学校長または出身大学の指導教員に記入を依頼すること（コピー不可）。ただし、日本在住の外国人留学生で日本国内に設置される日本語学校に通う者（通っていた者）は、上記に代わり、日本語学校が作成する推薦書の提出を認める。 ・ 日本語および英語以外で記載されている場合は、日本語訳又は英訳を必ず添えること。
⑤ 下記(1)～(3)のいずれかの書類 (1)「日本語能力試験（1級又はN1レベル）」合格通知書 (2)「日本留学試験」の成績通知書 ※ 2年以内のものに限る (3)日本の大学（あるいは大学院）の卒業（見込）証明書		○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の大学（あるいは大学院）の卒業（見込）証明書は、前述②における出願書類として提出していればそれを兼ねることができる。 ・ コピー可。 ・ 左記(1)～(3)のいずれの書類も提出できない方は、指導教員と直接面談し、指導教員から(1)～(3)と同等の日本語能力があるという判断を受けた場合に限り出願可能。同等の日本語能力があるという判断を受けた場合は、志願書の所定欄に指導教員の署名・押印をもらうこと。
⑥ 研究計画書【本学所定用紙】	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続出願の方で、前年度の研究活動を継続する場合、指導教員の了解が得られれば提出は不要。了解が得られた場合は志願書の所定欄に指導教員の署名・押印をもらうこと（※メール・スカイプ等で内諾を得た場合は不要）。 ・ 外国人留学生は、日本語（直筆）で記入すること。
⑦ 「在留カード」		◎ <日本在住者のみ>	<ul style="list-style-type: none"> ・ コピー可。 ・ 出願時に在留資格期間が3ヶ月未満である場合は申し出ること。 ※ 入学までに在留期限が切れる場合又は在留資格を変更する場合は、在留期間の更新や在留資格の変更が必要。在留期間の更新や在留資格を「留学」に変更する予定の方は、出願期間開始前に出入国在留管理局に更新や変更条件、必要な申請書類、帰国の要否などを問い合わせ、入学までに行うべきことを自身で確認すること。
⑧ パスポートのコピー		◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顔写真のページのコピーを提出。
⑨ 身元保証書【本学所定用紙】		◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3ヶ月以内に作成されたものに限る。
⑩ 履歴書【本学所定用紙】		○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本在住の外国人留学生は、来日後の経歴をきれなく記入すること。
⑪ 修了論文又はそれに代わるもの <社会学研究科出願者のみ>	○		<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会学研究科出願者のみ提出すること。

⑫ 自国の国外留学試験合格を証明するもの		○ <有する場合のみ>	
⑬ 在職証明書 <スポーツ科学研究科のみ>		○	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月以内に作成されたものに限る。 ・スポーツ科学研究科出願者で、自国で職業に就いていた者のみ提出すること。 ・日本語訳を必ず添えること。

※1…外国人留学生とは在留資格が「留学」に該当する者。又は研究生として入学する際に在留資格「留学」に変更を希望する者を示す。

6. 指導教員の内諾について

- ・教員の研究内容等は、各自ホームページ等で確認してください（指導教員の紹介は事務担当窓口では行いません）。
- ・出願する前に、指導を希望する教員と打ち合わせ(事前面談)を行い、教員の内諾を受けてください（志願書の所定欄に指導教員の署名・押印をもらう）。対面での面談が困難な場合はメール・skype 等で内諾を得てください。その際は志願書の指導教員の署名・押印欄は空欄で構いません。
- ・指導を希望する教員との事前面談の日程調整も各自で行ってください（出願期間に間に合うように余裕を持って日程調整や事前面談を行ってください）。
- ・自国在住外国人留学生は、日本在住の身元保証人（代理人）が指導教員との事前面談を行っていただいても構いません。ただし、日本語能力を証明する資料（前述 5.出願書類の⑤）が提出できない場合は、出願者本人が指導教員と直接面談を行う必要があります。
- ・指導教員の内諾のみで受入が許可されるわけではありません。受入可否審議は研究科委員会で行います。
- ・指導を希望する教員が既に複数名の研究生を受け入れている場合は、事前面談の段階でお断りする場合があります。

教員への連絡のとり方

本学の代表電話番号 052-835-7111 に電話をかけ、希望する教員の研究室に繋いでもらう。

※教員と連絡が取れない場合は、下記問い合わせ先に連絡してください。連絡する際は氏名・携帯電話番号・当該教員の指導を希望する理由を記入してください。

問い合わせ先：gs-office@ml.chukyo-u.ac.jp

（必ず教員とコンタクトが取れるわけではありませんので、ご了承ください。）

7. 出願書類提出先

キャンパス	研究科	提出先
名古屋	人文社会科学研究科 文学研究科 心理学研究科 法学研究科 経済学研究科 経営学研究科 工学研究科（機械システム工学専攻・電気電子工学専攻）	教学部教務センター（大学院係） 〒466-8666 名古屋市昭和区八事本町 101-2 TEL (052) 835-9863 平日 9:00～16:30（土・日・祝日を除く）
豊田	社会学研究科 工学研究科（情報工学専攻） スポーツ科学研究科	教学部教務センター（大学院係）豊田オフィス 〒470-0393 豊田市貝津町床立 101 TEL (0565)-46-6141 平日 9:00～16:30（土・日・祝日を除く）

※工学研究科の研究生に出願する場合、指導を希望する教員の研究室により、出願書類提出先が異なりますのでご注意ください。

※郵送または教務センター（大学院係）窓口にて出願書類を提出してください。

8. 選考方法

書類選考

9. 選考結果の発表（選考結果通知日は、前述「4.出願期間・選考結果通知日・入学手続締切日」参照）

- ・ 郵送により選考結果（通知書）を送付します。
- ・ 選考結果について、電話での問い合わせには対応いたしません。
- ・ 自国在住外国人留学生は、日本在住の身元保証人に選考結果を送ります。海外には送付しませんのでご注意ください。

10. 工学研究科研究生の通学キャンパスについて

工学研究科研究生は指導教員の所属専攻により通学キャンパスが異なります。それぞれの専攻の通学キャンパスは以下の通りとなりますのでご参照ください。

機械システム工学専攻・電気電子工学専攻・・・名古屋キャンパス
情報工学専攻・・・豊田キャンパス

11. 入学手続および納付金

受入許可者には、選考結果（通知書）とともに、「入学手続要項（入学手続書類含む）」を送付します（自国在住外国人留学生は、日本在住の身元保証人に送付します）。「入学手続要項」に従い、入学手続締切日までに所定の手続きを行ってください（自国在住外国人留学生の場合は、日本在住の身元保証人と連絡をとり、手続きを依頼してください）。

なお、入学手続の際に、下記の入学時納付金を納入してください。

入学時納付金

入学金 10,000 円

研究料 105,000 円（半期分）

※残りの半期分は学期開始前に別途納入していただきます。

※本学卒業生の研究料は、上記金額の2分の1です。

※前年度から継続の場合も、入学金の納付は必要です。

※外国籍の方で、在留資格「留学」で入学予定の方は、「入学手続要項（入学手続書類含む）」到着後、中京大学グローバル教育センターに連絡し、指示を受けてください。「留学」以外の長期滞在可能な在留資格で、本学へ入学予定の方は、各自で在留資格に関する手続きをお願いします。

中京大学グローバル教育センター E-mail : gec@ml.chukyo-u.ac.jp

（メール送信の際、件名に「在留資格「留学」手続き（研究生）」、本文に「所属予定研究科」「カナ氏名」を明記してください。）

12. その他補足事項・注意事項

- ① 研究期間は原則として1年間です。引き続き（1年以上）研究を希望する者は、改めて出願する必要があります。半期（半年間）で研究生をやめる場合は、学生支援課に届け出る必要があります。
- ② 入学は、春学期開始は4月1日、秋学期開始は9月21日とします。
- ③ 外国人留学生で、これまでに本学又は他大学の研究生であった者は、出願時にその旨を申し出てください。
なお、研究生として在留資格「留学」を持つことができる期間は、原則2年間です。過去に本学又は他大学で研究生として在籍していた方は、注意してください。特別な事情で2年を超えて研究生として在籍したい場合は、出願前に出入国在留管理局へご相談ください。
- ④ 自国在住外国人留学生は、入学後すみやかに在留資格を示す書類（「在留カード」）を教務センター（大学院係）へ提出してください。

- ⑤ 出願時に提出した出願書類の記載に偽りがあったことが判明した場合、また研究期間中に研究生として不適当[※]と認められた場合は、研究科委員会の議を経て研究生資格を取り消すことがあります（除籍）。
- ※不適当例…長期間指導教員のもとを訪れず、指導教員や職員が連絡しても応答がない。保証人に連絡をしても応答がない、又は、保証人も研究生本人の所在がわからず連絡が取れない。等
- ⑥ 研究生にはその身分を証明するものとして「身分証」を交付します。研究期間終了後、返却してください。
- ⑦ 研究生は、通学定期券及び学生割引証の利用はできません。ただし、公共交通機関の種類によっては利用可能な場合がありますので、詳細は各運航会社にお問い合わせください。
- ⑧ 名古屋キャンパスは、自動車の通学は全面禁止です。自転車及びバイクは 50cc 以下に限り、登録・許可制により学内の専用駐輪場を利用することができます。豊田キャンパスは、自動車・自転車・バイクで通学する場合、車両登録が必要です。愛知県では自転車損害賠償保険等への加入が義務づけられていますので、自転車を利用する場合は必ず加入してください。また、道路交通法の一部改正により、2023 年 4 月 1 日から、年齢を問わず全ての自転車利用者にヘルメット着用が努力義務化されています。ヘルメットの着用にご協力ください。
- ⑨ 研究生には、別に規定のない限り、学則に定める正規の課程の学生に関する規程を準用します。
- ⑩ 研究生は当該年度の研究終了時に、研究報告書（研究結果）の提出が必要です。年度途中で研究を終了される場合もその時点での研究報告書を提出してください。研究報告書の提出先は指導教員です。

以上